

短期入所生活介護重要事項説明書

＜平成28年4月1日現在＞

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電 話：03-3607-7881

※ 土曜、日、祭日を除く午前9時から午後5時30分まで

担 当：中村 圭士

※ ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2. 介護老人福祉施設「水元ふれあいの家」の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	水元ふれあいの家
所在地	東京都葛飾区水元一丁目26番20号
介護保険指定番号	短期入所生活介護（東京都1372200509号）

(2) 同施設の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者		1名		施設の業務を統括する
生活相談員	社会福祉士	1名		お客様の生活相談、処遇の企画
栄養士	管理栄養士	1名		食事業務全般とお客様の栄養指導
調理員	調理師			給食業務に従事（委託）
機能訓練指導員		1名	1名	機能の改善、減退防止の指導訓練
事務職員		2名		庶務及び会計事務
介護職員		23名	11名	お客様の日常生活の介助、援助
看護職員		3名		診療の補助、利用者の健康管理
その他				
介護支援専門員（再掲）		3名		施設サービス計画の作成

上記人員には短期入所生活介護職員配置人員を含む。

(3) 同施設の設備概要

定 員		9 0 名、短期入所生活分 5 名	医 務 室	1 室
居 室	4 人部屋	2 0 室（1 室 2 6 . 5 0 m ² ）	食 堂	2、3 各階 1 ヲ所
	2 人部屋	4 室（1 室 1 8 . 9 0 m ² ）		
	個 室	2 室（1 室 1 6 . 5 0 m ² ）	機能訓練室	1 室
浴 室		一般浴、機械浴、リフト浴等	談 話 室	1 階ロビー、各階食堂兼用
静 養 室		1 室 2 床		

3. サービスの内容

(1) 食事の提供

- ① 食事は、栄養並びにお客様の身体の状況及び嗜好を考慮したものとします。
- ② お客様の身体の状況または病状のため、常食を提供することに無理がある場合には、医師の指示によって特別食を提供することといたします。
- ③ 食事の時間は概ね次のとおりとします。
朝食：午前7時～ 昼食：午後0時～ 夕食：午後6時～
- ④ 予め連絡があった場合は、衛生上または管理上許可可能な一定期間、食事の取り置きをすることができます。
- ⑤ 予め欠食の旨の連絡があった場合には、食事の提供をしなくてよいものとします。

(2) 入 浴

1週間に2回以上、入浴または清拭を行います。ただし、お客様に傷病や、伝染性疾患の疑いがあるなど、医師が入浴が適当でないと判断する場合には行なわないこともあります。

(3) 機能訓練

お客様の心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またはその減退を防止するために、計画に基づいて定期的に訓練を行います。

(4) 生活相談

ホーム職員は、常にお客様の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握を心がけ、お客様またはそのご家族からの相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

(5) 健康管理

ホームの医師または看護職員は、常にお客様の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとるとともに、必要に応じてその記録を作成して保存しております。

(6) レクリエーション

教養娯楽設備等を適宜備えておりまして、レクリエーションを行うことができます。

4. ご利用料金

【契約書別紙】のとおり。

5. サービスご利用方法

(1) 利用の申し込み

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。ご利用期間決定後、契約を締結いたします。

(2) 利用期間の終了

- ① お客様のご都合で退所される場合
実際に短期入所生活介護を未だご利用でない予約分については、お客様のお申し出によりいつでも解約できます。
この場合、その後の予約は無効となります。
- ② 自動終了
以下の場合は、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・お客様が他の介護保険施設に入所した場合
 - ・お客様がお亡くなりになった場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護度区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ③ その他
 - ・お客様が、サービス利用料金の支払いを60日以上滞納し、料金を支払うように催促したにもかかわらず15日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背任行為を行なった場合、またはやむを得ない事情により当施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、サービスの利用契約を終了させていただくことがあります。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

6. 当施設のサービス特徴等

(1) 運営の方針

- ① 仁生社のモットーである「みんなのしあわせとおもいやり」をコンセプトに、お客様にとって温かみのあるサービスを提供できるように、全職員が努めております。
- ② 地元周辺の、幼稚園・保育園との交流会など、施設と地域社会との統合に努めるとともに、お客様から選ばれる施設づくりを目指しております。
- ③ 施設スタッフの専門性を社会に還元すべく、介護福祉士やホームヘルパー要請の実習施設、あるいは官公庁や民間企業の職員研修等、さらには学生・生徒の教育実習の場を提供しています。

(2) サービスご利用のために

事 項	有 無	備 考
男性介護員の有無	○	
従業員への研修の実施	○	年3回以上の研修を実施しています
サービスマニュアルの作成	○	
身体的拘束	×	ただし、お客様の身体状況より、車椅子から転落の危険性がある場合等は、シートベルト等をご着用いただく場合があります。
変更・追加のお申し込み	○	電話でお申し込み下さい。変更契約書を作成いたします。

(3) 施設ご利用にあたっての留意事項

・ご面会

- ① 曜日、月日等の制限はありません。何時ご面会にいらしても結構です。
- ② ご面会の際は、お手数でも1階受付にお申し出下さい。

・外出・外泊

いつでもご自由におでかけいただけますが、事前に外出・外泊の日時をお知らせ下さい。

・飲酒、喫煙

ドクターストップがない限り特に制限はありません。

ただし、飲酒については世間一般的な常識の範囲内で、また喫煙については、必ず所定の場所をお願いいたします。

・設備、器具の利用

車椅子・歩行器・ポータブルトイレ等につきましては、施設で用意してありますが、ご自分で使い慣れたものをご持参いただいてもかまいません。

・所持品の持ち込み

- ① 原則として大きな家具等の持ち込みはできませんが、床頭台の上やベッド下等に収納できる大きさであれば、特に制限しておりません。
- ② テレビについての持ち込みの場合は、ご相談ください。

・施設外での受診

ご利用期間中に発熱等、医師の診察を受けた方が望ましいと判断される場合は、ご家族に連絡の上、対処方法等について、ご相談申し上げます。

・ペット

お客様の中には抵抗力が弱っている方もおられますので、ご遠慮いただいています。

ご面会等でペットをお連れになった時は、1階ロビー等でのご面会をお願いいたします。

・施設内での禁止事項

お客様は、施設内で次の行為を行なわないで下さい。

- a 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- b 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を攻撃したりすること。
- c 指定した場所以外で火気を用いること。
- d 故意または無断で、施設もしくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。

7. 緊急時の対応方法

ご利用中に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講ずる他、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

〔緊急連絡先〕

氏 名	
住 所	
電話番号	
続 柄	

8. 非常災害対策

- ・ 当施設においては、非常災害時に備えて、非常用食料・飲料水・医薬品等の備蓄を実施しています。また、電話回線が不通となった場合に備えて、警察署・消防署、区役所等各関係機関と無線で交信できるようになっています。
- ・ 当施設では、地域の葛飾区込谷南町会との間に「災害活動応援協定」を結び、災害発生時の避難誘導並びに保護活動に協力が得られる体制をつくっている他、葛飾区との間には、「災害時における被災住民の受け入れに関する相互応援協定」締結して非常災害対応に万全を期しております。
- ・ 万一の災害発生時の避難場所は下記のとおり指定されています。
避難場所 水元公園 江戸川緑地帯
- ・ 防火責任者 (正) 水元ふれあいの家施設長
(副) 水元ふれあいの家管理課事務員

9. サービス内容に関する相談・苦情

① 当施設ご利用相談・苦情担当

☆サービス相談窓口☆

電 話：03-3607-7881

受付時間：月～金曜日（祭日を除く）午前9時～午後5時20分

- | | |
|-----------------------|-----------|
| a 施設の運営管理、職員に関すること | 管理者 坂田祐次 |
| b お客様の生活、介護に関すること | 相談員 中村圭士 |
| | 介護長 武田有紀子 |
| c 諸手続き、提供サービス全般に関すること | 相談員 中村圭士 |

② その他

当施設以外に、区市町村での相談・苦情窓口でも受け付けています。

(葛飾区)

担当係： 葛飾区役所保健福祉部介護保険課

電 話： 03-3695-1111 (内線2353)

10. 当社の概要

法人種別・名称 社会福祉法人 仁生社
代表者役職・氏名 理事長 加藤 正弘
本部所在地・電話番号 東京都江戸川区東小岩二丁目24番18号
03-3673-1221

定款の目的に定めた事業

第一種社会福祉事業

- | | |
|--------------|-------------|
| 1. 養護老人ホーム | 高砂園の設置経営 |
| 2. 特別養護老人ホーム | 中川園の設置経営 |
| 3. 特別養護老人ホーム | 水元園の設置経営 |
| 4. 特別養護老人ホーム | 水元ふれあいの家の経営 |
| 5. 特別養護老人ホーム | 奥戸くつろぎの郷の経営 |

第二種社会福祉事業

- | | |
|-----------------|------------------------------|
| 1. 医療保護施設 | 江戸川病院の設置経営 |
| 2. 医療保護施設 | 江戸川病院高砂分院の設置経営 |
| 3. 老人デイサービスセンター | かつしかケアセンターの設置経営 |
| 4. 老人デイサービスセンター | 水元在宅サービスセンターの経営 |
| 5. 老人デイサービスセンター | 東堀切在宅サービスセンターの受諾経営 |
| 6. 老人デイサービスセンター | 奥戸在宅サービスセンターの経営 |
| 7. 老人デイサービスセンター | 亀有在宅サービスセンターの受諾経営 |
| 8. 老人デイサービスセンター | 東新小岩在宅サービスセンターの受諾経営 |
| 9. 地域包括支援センター | 地域包括支援センター奥戸の受諾経営 |
| 10. 地域包括支援センター | 地域包括支援センター水元の受諾経営 |
| 11. 老人短期入所事業 | 中川園の設置経営 |
| 12. 老人短期入所事業 | 奥戸くつろぎの郷の経営 |
| 13. 訪問看護ステーション | 江戸川病院訪問看護ステーション・マックスライフの設置運営 |

その他これに付随する業務 居宅介護支援事業所 4ヵ所の経営

契約を締結するにあたって以上の内容を確認しました。

令和 年 月 日

短期入所生活介護のご利用開始にあたり、お客様に（代理人を含む）対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 東京都葛飾区水元一丁目26番20号

名 称 水元ふれあいの家

説明者 所 属 水元ふれあいの家

氏 名 中村 圭士 印

私は、契約書及び本書面にて事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。

お客様 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

連帯保証人 住 所

氏 名 _____ 印 _____

(お客様との続柄)